

一般社団法人日本家政学会中部支部支部役員および本部理事・代議員候補者の選出内規

1. 一般社団法人日本家政学会中部支部規約第6条に定める役員は次の手続きによって選出する。
2. 役員選考委員会を置く。役員選考委員会は、支部長、副支部長および幹事の互選により選出された幹事若干名および支部長、副支部長をもって構成する。
3. 支部長候補者は、一般社団法人日本家政学会または社団法人日本家政学会代議員経験者の中から役員選考委員会が選出し、支部総会の承認を得る。
4. 副支部長候補者は、支部役員経験者の中から役員選考委員会が選出し、支部総会の承認を得る。
5. 幹事候補者は、所属機関（所属機関のない者については住所）の存在する県ごとに会員の互選により選出し、支部総会の承認を得る。候補者の数はおおむね会員数に相對するものとする。
6. 監事候補者は、役員選考委員会が選出し、支部総会の承認を得る。
7. 本部理事候補者の選出は、一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第5条に基づき、次のとおりとする。
 - 1) 役員選考委員会は学会支部に所属する正会員の中から、理事候補有資格者を推薦する。
 - 2) 役員選考委員会は、選挙管理委員会を構成して学会支部に所属する正会員の投票に基づいて、理事候補有資格者の中から規定数の理事候補者を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - 3) 選出の方法は、別に定める「理事候補者選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 4) 選挙管理委員会は、理事候補者の結果を支部総会に報告し、承認を受ける。
8. 代議員の選出は、一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第3条に基づき、次のとおりとする。
 - 1) 役員選考委員会は、学会支部に所属する正会員の中から、規定数以上の代議員候補者を推薦する。
 - 2) 役員選考委員会は、選挙管理委員会を構成して、学会支部に所属する正会員の中から代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
 - 3) 選挙管理委員会は、学会支部に所属する正会員の投票により、規定数の代議員を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
 - 4) 選出の方法は、別に定める「代議員選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 5) 選挙管理委員会は、代議員選出結果を支部総会に報告し、承認を受ける。
9. 本内規の改廃は、中部支部役員会の議を経て行い、本部理事会に報告する。

附則

- 1 本内規は、昭和61年8月30日から施行する。
- 2 昭和63年8月29日一部改正施行
- 3 平成3年8月31日一部改正施行
- 4 平成13年3月24日一部改正施行
- 5 平成15年8月12日一部改正施行
- 6 平成18年9月9日一部改正施行
- 7 平成23年7月30日一部改正施行

一般社団法人 日本家政学会中部支部 「申し合わせ」

「中部支部役員選出にあたっての申し合わせ」

1. 所属機関（所属のない者については住所）が愛知県である会員は、いずれかのグループに所属する。また、グループ間の会員数に著しい不均等が生じた場合は、修正することができる。
2. 各グループは、幹事を選出する。
3. 役員の所属機関は当番校と呼び、そのグループ内の各会員への連絡に当たる。
4. 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、その期間は期数には算入しない。

「理事候補者選出方法に関する申し合わせ」

1. 役員選考委員会は、一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第5条に基づき、中部支部正会員数を基に算定された選出数の理事候補者を選出する。ただしこのうち1名は中部支部役員選出内規第3条で選出された支部長とする。
2. 理事候補者は、本部委員会委員または支部役員を2期以上経験した者とする。
3. 理事候補者の選出結果は、選挙の年の12月末日までに一般社団法人日本家政学会選挙管理委員会委員長に報告する。

「代議員選出方法に関する申し合わせ」

1. 役員選考委員会は、中部支部正会員数を基に算定された代議員を選出する。
2. 選挙管理委員会は、役員選考委員会が推薦した代議員候補者の他、投票前に学会支部に所属する正会員の中から代議員選挙に立候補する者を受け付け、立候補した者は全員代議員候補者とする。
3. 同一人が理事候補者と代議員に選出された場合は、理事候補者を優先する。

「運営に関する申し合わせ」

支部の円滑な運営を目的として役員連絡会を置く。役員連絡会は、庶務、会計、企画の幹事をおき、支部長、副支部長をもって構成する。

「弔辞・供物に関する申し合わせ」

会員死去の場合は、支部長、副支部長、幹事の話し合いのもと対応する。

附則

「申し合わせ」に関する改正は、中支部役員会の議を経て行う。

1. この「申し合わせ」は、昭和61年8月30日から施行する。
2. この「申し合わせ」は、昭和63年8月29日から施行する。
3. この「申し合わせ」は、平成3年8月31日から施行する。
4. この「申し合わせ」は、平成18年7月29日から施行する。
5. この「申し合わせ」は、平成23年7月30日から施行する。